

大津市管内の大気常時監視自動測定局について

【大津市管内の大気常時監視自動測定局について】

大津市より、事務処理基準等に照らして、大気常時監視自動測定局の適正配置について検討した結果、**一般環境大気測定局の藤尾局を廃止する方向で進める旨**の連絡があった。

県内の他地域における監視体制に影響はない。

番号	局名	種類	設置者
①	草津	一般環境測定局	滋賀県
②	守山	一般環境測定局	
③	八幡	一般環境測定局	
④	東近江	一般環境測定局	
⑤	長浜	一般環境測定局	
⑥	高島	一般環境測定局	
⑦	彦根	一般環境測定局	
⑧	自排草津	自動車排出ガス測定局	大津市
⑨	甲賀	一般環境測定局	
⑩	石山	自動車排出ガス測定局	
⑪	逢坂	自動車排出ガス測定局	
⑫	下阪本	一般環境測定局	
⑬	藤尾	一般環境測定局	
⑭	堅田	一般環境測定局	
⑮	膳所	一般環境測定局	
⑯	上田上	自動車排出ガス測定局	



【測定局の設置状況】R8年4月以降（予定）
 一般環境大気測定局（一般局）
12局 ⇒ 11局
 （県8局 大津市**4局 ⇒ 3局**）
 自動車排出ガス測定局（自排局）
 4局 （県1局 大津市3局）

(参考)藤尾局廃止に伴う項目別の測定局数の変化と事務処理基準に基づく必要局数

事務処理基準：大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

藤尾局ではNO_xとSPMの測定を実施

窒素酸化物(NO _x)	現在の設置局数	変更後の設置局数	必要局数
大津市	6	5	2
滋賀県(大津市以外)	8	8	7

浮遊粒子状物質(SPM)	現在の設置局数	変更後の設置局数	必要局数
大津市	6	5	2
滋賀県(大津市以外)	7	7	7

⇒藤尾局廃止後も必要な測定局数は確保。